

危機管理マニュアル

(風水害・台風編)

目 次

1. 目的
2. ダムに対する前提条件
3. 用語の定義
4. “風水害・台風”に対する危機管理方針
5. “風水害・台風”に対する組織と役割
6. 危機管理担当事務局の役割
 - 6.1 平常時
 - 6.2 雨天・荒天時
 - 6.3 栢模川増水時
 - 6.4 上記以外の水害が発生した場合
7. 危機管理連絡会議
 - 7.1 召集
 - 7.2 構成
 - 7.3 役割
8. 撤退、設備の撤営・撤去
 - 8.1 撤退指示系統図
 - 8.2 緊急避難場所
 - 8.3 レンタル機材会社への連絡
 - 8.4 架設機材の撤去
 - 8.5 退避以降の対応
 - 8.6 期間中の広場浸水（洪水）への処置
9. キャンプ開催前の中止
 - 付図 1 ・（洪水ハザードマップ、緊急避難場所）
 - 付図 2 ・緊急電話連絡網
 - ・参考資料

1. 目的

この危機管理マニュアル（風水害・台風編）は、日本ボーイスカウト神奈川連盟県央地区創立30周年記念事業の一環として開催する“記念キャンボリー 2012”（以下“キャンボリー”ともいう）への参加者や見学者等に風水害や台風などによる被害がおよぶ恐れがある危機を未然に防止すること、あるいはもし発生した場合は被害を最小限にとどめることを目的とする。

2. ダムに対する前提条件

開催場所である相模原市緑区葉山島下河原地先の葉山島青少年広場は相模川に隣接しており、相模川上流に位置する城山ダムなどのダムは、地震による安全性が十分に確保されていることを条件とする。（内容は、神奈川県ホームページを参照のこと）

3. 用語の定義

このマニュアルで用いる主な用語の定義は次のとおり。

- (1) 危機：キャンボリー参加者や見学者等の生命・財産に重大な被害を招く事象や状態
- (2) 危機要因：危機をもたらす可能性が潜在する物事や行動
- (3) 危機管理：危機に関して、キャンボリーの組織を調整し“キャンボリー参加者や見学者等の生命・財産を守る”ための活動。危機管理には、平常時における危機の発見・評価、危機予防対策、緊急時の的確な対応など
- (4) 危機対策：危険発生の予防及び被害軽減のための平常時の危機予防対策、危機発生時において被害を最小限に抑制するための緊急時の対応

4. “風水害・台風”に対する危機管理方針

- (1) 風水害・台風に対する危機管理体制を構築する。
- (2) 参加者全員の意識を高揚するための教育・訓練を実施する。
- (3) 風水害・台風に係る情報の収集を進めその結果の点検、退避基準の仕組みを構築する。

5. “風水害・台風”に対する組織と役割

“風水害・台風”に対する危機管理の推進を図るための組織を設け、その事務局を“野営管理班”に置くものとする。そして、危険発生の予防及び被害軽減の情報源として、目視、デジタルカメラ等による観察と記録、ラジオ、携帯電話、パソコン（インターネット接続の実施）や相模川に設置されているダム放水に関する放水前警報装置（スピーカー）、電光表示版及び警報車巡回放送等の手段によるものとする。

組織構成メンバーは、全体大会運営業務に係る組織とは別組織とし、正副大会長、正副野営長、正副行事部会長、コミッショナー、総務班長、施設資材班長、配給班長、行事班長、野営管理班長、救護衛生班長、広報班長、カラーチーム隊長がその任にあたる。

6. 危機管理担当事務局の役割

6.1 平常時（定時的な“相模川の増水・台風”等の情報収集）

野営管理班は、危険発生の予防及び危機を未然防止のために次の方法等により情報を収集する。尚、増水時は昼夜の関係なく監視するものとする。その監視体制は野営管理班のみでなく、大会長（代行、野営長）の指示により各班から支援する。

- ① 気象庁発表及び相模原市を含む近郊の天気予報、台風情報、強風等の情報の収集と記録。

※ 近郊の天気予報には、相模川洪水予報河川 指定区間図に示される相模川上流域の代表的な市町村の降雨状況確認と記録

「参照：神奈川県IIP <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3654/>」

- ② 定時的観察による相模川（葉山島近傍）の水位記録（日視及びデジタルカメラ等による観察と記録）
- ③ 見渡せる範囲内における積乱雲の発生具合（ゲリラ豪雨対応）の記録
- ④ 上記①～③において、この地域に影響を及ぼす要素（荒天、ゲリラ豪雨、風雨が強い等）がある場合は即時に大会長、又は、野営長に報告し危機管理連絡会議の召集要否についての指示を仰ぐものとする。（危機管理連絡会議開催の場合、情報の集約と関係者を招集、議事の進行を図る）
- ⑤ ④以外の場合は、定例スタッフ会議においての結果の報告と数日間の“風水害・台風”に係る予報の水平展開とその記録

注：地域に影響を及ぼす要素が発生した場合は、計測間隔を短くする。（例えば 30 分間隔とかあるいはそれ以下の間隔）

6.2 雨天・荒天時

- ① 気象庁発表の天気予報、相模原市を含む近郊の天気予報の収集と記録
（台風に関する情報や強風情報等の収集も含めて行う）
- ② ダムの放水と連動しての相模川水位観察と記録及び放水間隔（サイレン吹鳴・・20秒吹鳴／5秒休止を5回繰り返す）の調査・記録及び必要に応じて城山ダム管理事務所（042-782-2831）への情報収集の実施
- ③ 相模川 洪水予報河川 指定区間図「参照：神奈川県ホームページ（“一級河川の洪水予報河川の指定について”）<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3654/>」に示される相模川上流域、市町村における代表的な降雨状況の確認と記録
- ④ 降雨量が1時間に20mm以上、降り始めてから100mm以上になると要注意。記録との比較し評価を実施する。
- ⑤ 上記①～④において、この地域に影響を及ぼす要素（相模川の増水、荒天、ゲリラ豪雨、風雨が強い等）がある場合は、即時に大会長あるいは野営長に報告し危機管理連絡会議の召集要否についての指示を仰ぐものとする。（危機管理連絡会議開催の場合、情報の集約と関係者を招集、議事の進行を図る）
- ⑥ 特に、降雨量が50mm/hr以上が継続する場合で“例えば、150年に一回程度発生すると想定される大雨（2日間雨量 459mm）”想定される場合は、直ちに危機管理連絡会議を招集する。
- ⑦ 水位の上昇が続く場合は、葉山島自治会との連携を密にし情報の共有化を図るとともに協力・支援を仰ぐ。
- ⑧ 継続した①～④の情報収集

6.3 相模川増水時

相模川の増水時は昼夜の関係なく監視するものとする。その監視体制は野営管理班のみでなく、大会長（代行、野営長）の指示により各班から支援する。

- ① きめ細かな気象庁発表の天気予報、相模原市を含む近郊の天気予報の収集と記録
- ② ダムの放水と連動しての相模川水位観察と記録及び放水間隔（サイレン吹鳴・・20秒吹鳴／5秒休止を5回繰り返す）の調査・記録及び必要に応じて城山ダム管理事務所（042-

782-2831)への情報収集の実施・放水量増加ごとにサイレン吹鳴があると思われ、確認を行う。

- ③ 相模川 洪水予報河川 指定区間図「参照：神奈川県ホームページ（“一級河川の洪水予報河川の指定について”）<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3654/>」に示される相模川上流域、市町村における代表的な降雨状況の確認と記録
- ④ 水位の上昇が続く場合は、葉山島自治会との連携を密にとるようにし情報の共有化を図るとともに協力・支援を仰ぐ。
- ⑤ 上記①～③において、スカウト達に影響を及ぼす要素（相模川の増水、荒天、ゲリラ豪雨、風雨が強い等）がある場合は、大会長は危機管理連絡会議を召集し今後の方策について協議する。また、葉山島自治会の協力・支援を仰ぐ。
もし、撤退が必要と判断された場合は合議の上、各隊指導者への説明と協力を要請する。但し、撤退開始時間は、テント等の撤収を含めた余裕のある時間（4時間以上前）を設定する。

6.4 上記以外の水害が発生した場合

例えば、150年に一回程度発生すると想定される大雨（2日間雨量 45.9mm）の場合は、相模原市洪水ハザードマップに示される浸水想定区域外の具体的な場所に緊急避難するよう大会長（代行：野営長）は、各隊及び関係部門に指示する。（付図1参照）
尚、緊急避難場所は、相模原市三栗山スポーツ広場とする。

◆参考：神奈川県HP（一級河川の洪水予報河川の指定についてより抜粋）

1. 相模川中流洪水予報基準地点の概要

区間名	基準地点	平常水位	警戒水位	危険水位	計画高水位
相模川 中流	上依知	3.2m	6.5m	7.8m	8.783m
	相模大橋	0.6m	4.3m	5.5m	8.368m

相模川中流の予報区間は、小倉橋（相模原市緑区城山）から神川橋（平塚市・寒川町）
延長 27.6km

2. 洪水予報の種類

- (1) 洪水注意報（警戒水位到達予測時）：洪水による災害がおこると予想されるとき、注意を促すために発表する。
- (2) 洪水警報（危険水位到達予測時）：洪水により相当大きな災害がおこると予想されるとき、厳重に警戒をする必要があると警告をするために発表する。
- (3) 洪水情報：洪水注意報、警報を補足するときに発表する。



水防団、関係行政機関、一般住民への情報伝達

※ 一般住民への情報伝達は、テレビ、ラジオにより放送されるとともに、警察署、消防署、水防団等の連絡員によって伝達される場合もあります。

7. 危機管理連絡会議

7.1 召集

危機管理連絡会議は、大会長（代行：野営長）が召集するものとし、その議長は大会長とする。

召集にあたって、野営管理班は危機情報を集約する。

7.2 構成

会議の構成は、正副大会長、正副野営長、正副行事部会長、コミッショナー、総務班長、施設資材班長、配給班長、行事班長、野営管理班長、救護衛生班長、広報班長、カラーチーム隊長で構成する。

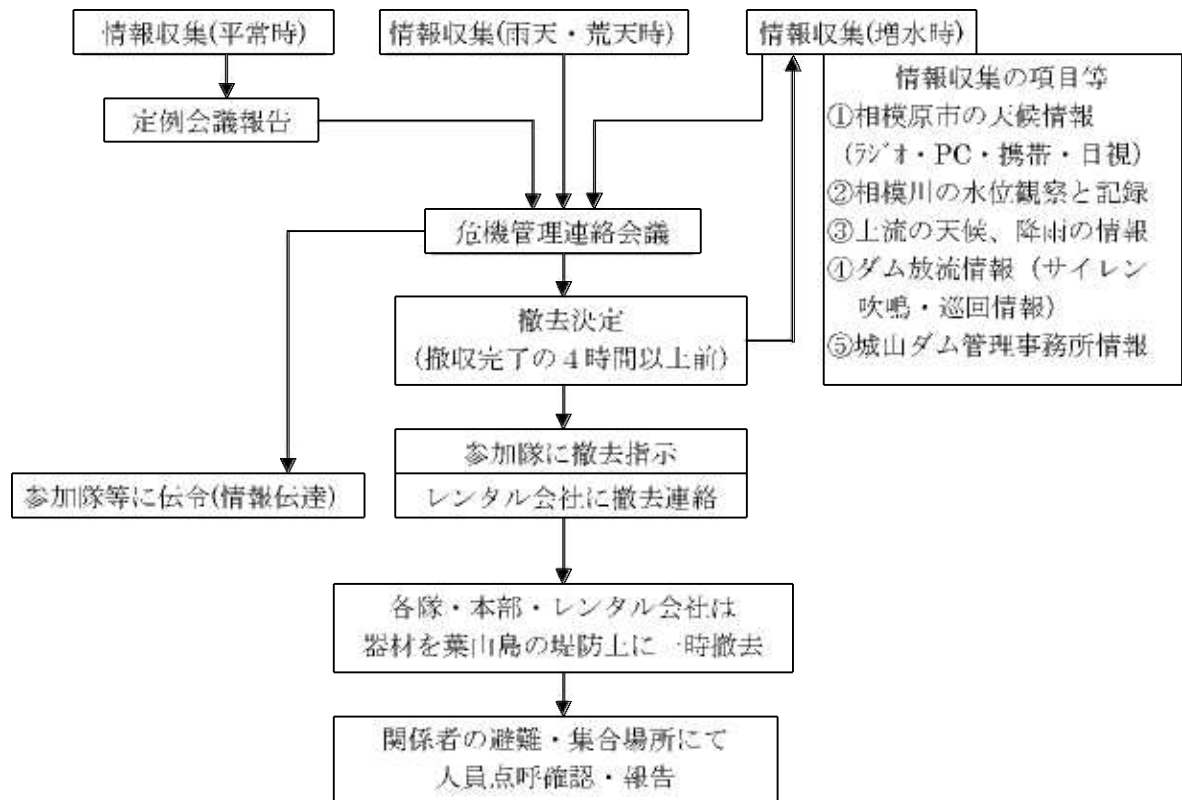
7.3 役割

- ① 撤退が必要と決定した場合は、各隊指導者への緊急連絡・情報報告、実施時間（撤退完了時間をも含む）及び具体的な避難場所並びに退避完了と人員確認連絡手順等。尚、原則として野営の資機材の撤収を行い、整然とした退避が可能な撤退時間を含む。
- ② 市役所・警察署・相模原市消防署等の関係機関との連携体制の確認（但し、通報が必要な場合とする）
- ③ 各班が行う緊急対応内容の協議と必要な支援
- ④ レンタル資機材会社への連絡体制の確認（150年に一回程度発生すると想定される大雨（2日間雨量 459mm）の場合の緊急連絡体制も含む）

8. 撤退、設備の撤営・撤去

8.1 キャンボリー会場の撤去指示系統図

参加者や見学者の避難及び仮設設備等の撤去に関する系統図は原則次のとおりとし、次項以降に具体的に示す。



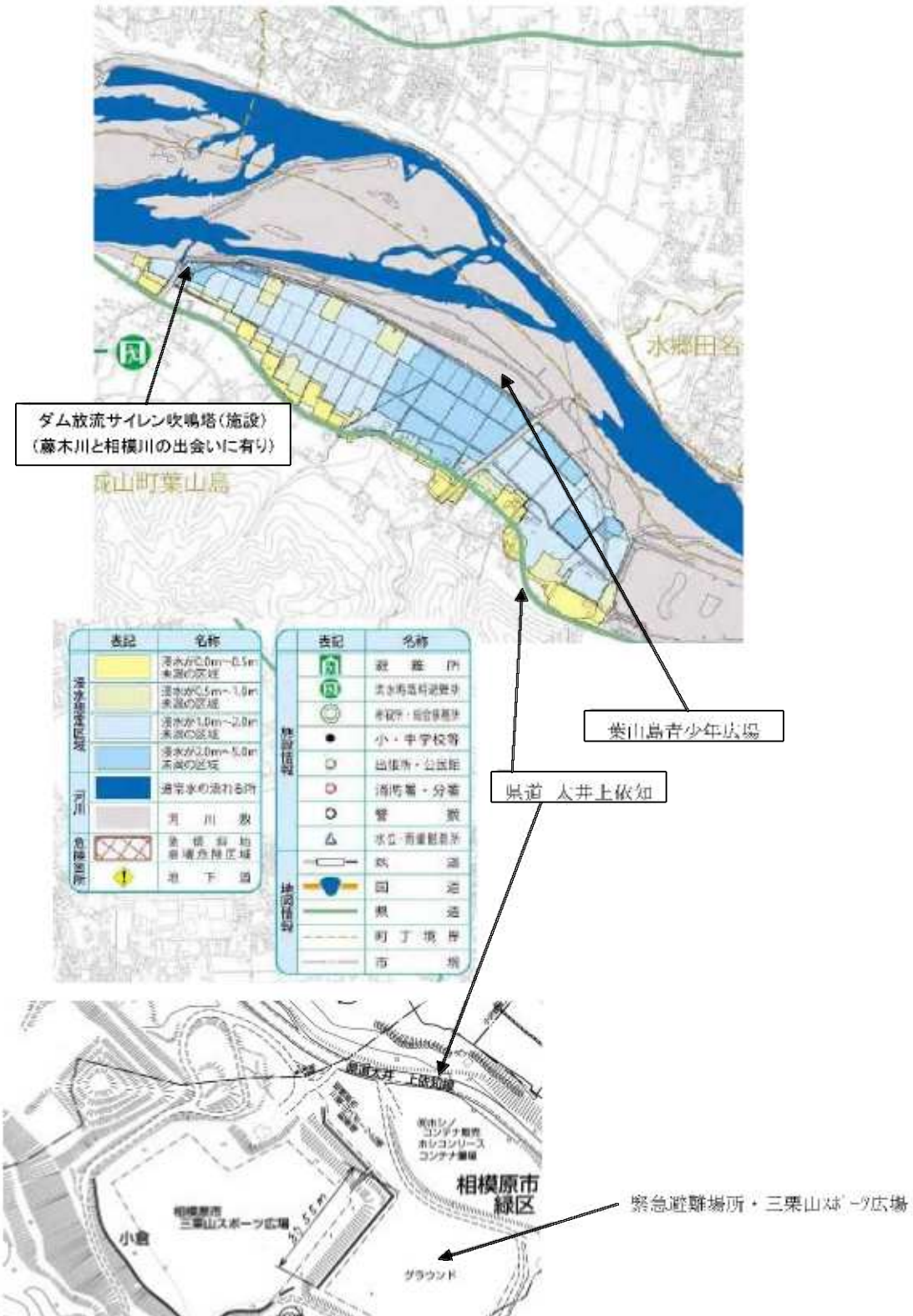
- 8.2 緊急避難場所 大会長（代行：野営長）は、参加者及び本部要員等に緊急避難場所として“相模原市三栗山スポーツ広場”を指示する。（付図1参照）
- 8.3 レンタル機材会社への連絡 非常撤退決定時、レンタル資機材会社へ連絡し、到着引取り時間の確認及び引取り状況の確認をする。但し、時間的に難しい場合は、参加者が応急的な方法等で撤収するが、もし、難しい場合は、流失防止の処置を施す。
- 8.4 仮設機材の撤去
仮設機材の一時撤去場所は相模川右岸の堤防（相模川上流からみて、葉山島青少年広場右側の土手）上に仮置きする。仮置き後順次トラック等により撤収する。
但し、仮設トイレは、し尿収集事業者による“し尿”の抜取りを完了した後に、仮設トイレのレンタル会社によりクレーン車等で、トラック等に載荷し撤収する。
- 8.5 “風水害・台風”に伴う退避以降の対応
- ① 行事部長は、各班の協力を得て、参加隊及び各班が行った緊急対応を時系列で記録し取りまとめる。
 - ② 行事部長は、危機管理連絡会議員と協議し、危機発生原因、その処置及び被害原因の分析・評価並びに発生した場合の被害最小化並びに再発防止対策を講ずる
- 8.6 期間中の葉山島青少年広場浸水（洪水）による処置について
浸水が想定される場合は、
- ① 原則として葉山島青少年広場浸水が予測される場合の数時間前に、参加隊員及び各隊の資機材は撤収する。
 - ② レンタルのトイレは浸水時に浮かないようにロープ等で事前に固定する。
 - ③ マーキーテント等は、撤退が決定した時点で、レンタル業者と連絡をとり撤収する。もし、時間的に難しい場合は、参加者が応急的な方法等により撤収する。
 - ④ その他の本部の資機材は、流失防止対策を行う等の処置を施すか、あるいは応急的な方法等により撤収する。

9. キャンボリー開催前の中止について

- ① 開催Hの前Hおよび数H前に台風が通過したり、台風やゲリラ豪雨による被害が甚大で開催の見込みが難しいと推測される場合（特に、相模川の増水により葉山島青少年広場が浸水等の被害が生ずる場合）は中止とする。中止は大会長の決定によるものとし、団関係者に緊急連絡網（付図2）により緊急連絡するものとする。
- ② 開催期間中に台風が通過するなどにより被害が甚大と判断される場合あるいは数日前の降雨量により相模川の増水が激しく活動に支障をきたすと想定される場合は中止とする。中止は大会長の決定によるものとし、団関係者に緊急連絡網（付図2）により緊急連絡するものとする。

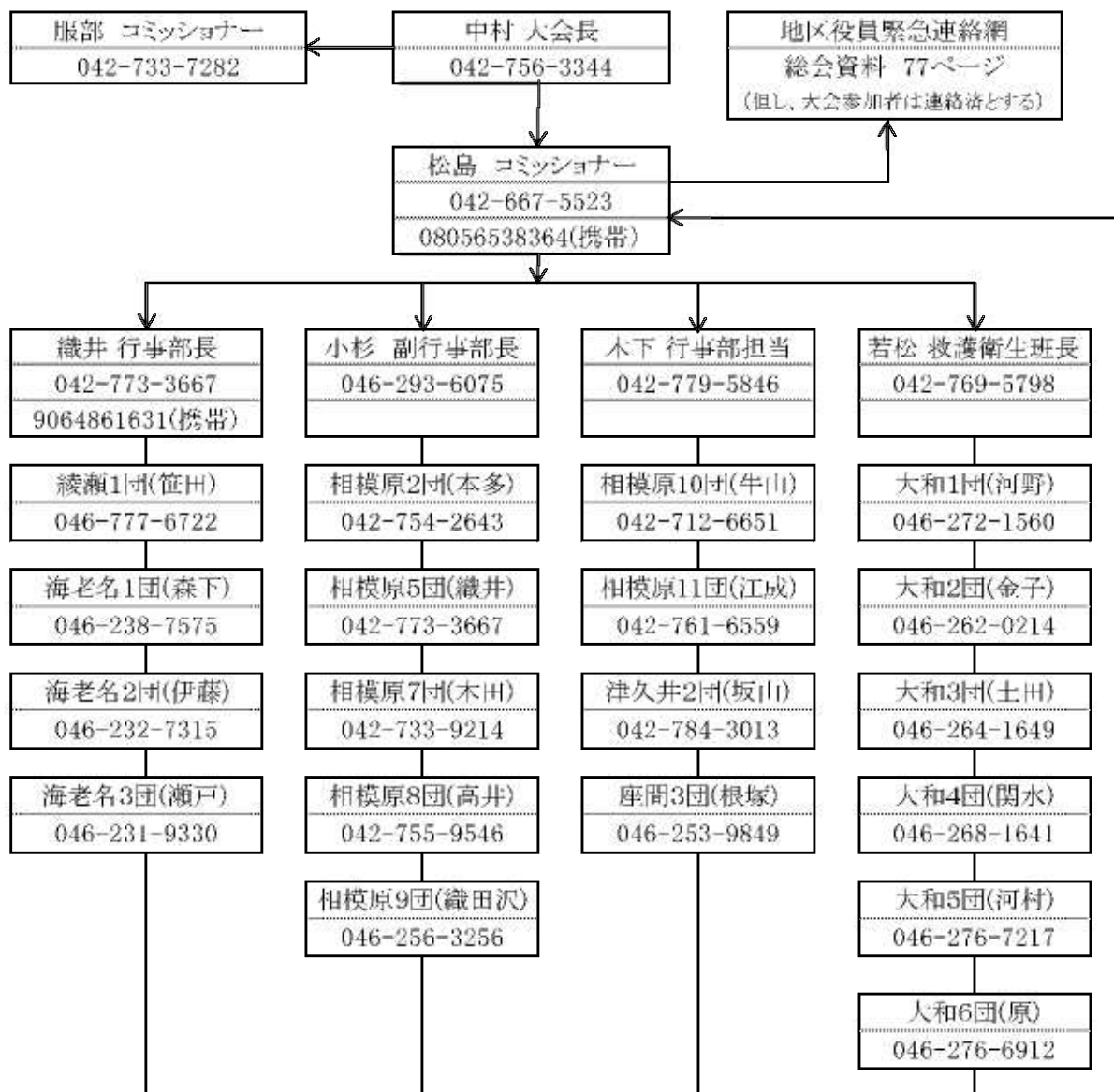
付図 1

葉山島青少年広場付近（相模川）洪水ハザードマップ、および緊急避難場所
 洪水ハザードマップは、150年に1回程度発生すると想定される大雨（2日間雨量 459mm）により相模川が氾濫した場合の状況想定して、浸水範囲とその程度が示されています。（相模原市洪水ハザードマップより抜粋、1部追記）



付図 2

緊急電話連絡網



注:(1) 連絡時は必ず「地区緊急連絡網」と言って下さい。

(2) 次の人が不在の場合は、一人飛ばしてその次の人に連絡して下さい。その場合は、必ず後で次の人に連絡して下さい。

(3) 最後の方は、松島野営長に連絡を返して下さい。

(4) 上記(1)～(3)とは別に、野営管理班または広報班から、E mail address による連絡を配信する。

参考資料

相模原市発行（H23年3月改定）の相模原市洪水ハザードマップより抜粋

◆ 大雨警報等の発表基準

種 類		内 容	雨量基準	
注 意 報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したときに発表	平坦地	30mm/hr
	洪水注意報	河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表	平坦地以外	30mm/hr
警 戒	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表	平坦地	50mm/hr
	洪水警報	河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表	平坦地以外	60mm/hr
記録的短時間 大雨情報		台風や前線などの活動で、局地的に激しい雨を観測したときに、警戒を呼びかけるために発表	平坦地	50mm/hr
			平坦地以外	50mm/hr
			1時間雨量	100mm

◆ 情報の収集先

避難に関する情報		
相模原市	パソコン用	http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/
	携帯電話用	http://mobile.city.sagamihara.kanagawa.jp/
相模原市「防災」「安全・安心」	パソコン用	http://www.bousai-mail.jp/sagamihara/
	携帯電話用	（「重要なお知らせ」のページを参照してください。）
エフエムさがみ	83.9MHz（FMラジオ）	
気象・河川・水位の情報		
相模原市気象情報	http://micos-sb003.on.arena.ne.jp/sagamihara/index.html	
気象庁	http://www.jma.go.jp/jma/index.html	
国土交通省川の防災情報	パソコン用	http://www.river.go.jp/
	携帯電話用	http://i.river.go.jp/
神奈川県砂防・水防情報	パソコン用	http://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_general/suibou_joho/index.html
	携帯電話用	http://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/mobile/suibou_joho/index.htm
神奈川県防災・災害情報	パソコン用	http://www.pref.kanagawa.jp/sys/bousai/portal/index.html
	携帯電話用	http://www.pref.kanagawa.jp/sys/bousai/portal/mob/index.html
城山ダム管理事務所	電話番号	042-782-2831

◆ 防災関係機関一覧

分類	名 称	電 話 番 号	分類	名 称	電 話 番 号
市 役 所	相模原市役所	042-754-1111(代)	警 察	相模原北警察署	042-700-0110
	危機管理室	042-769-8208		津久井警察署	042-780-0110
	緑区役所(総務課)	042-775-8802	国・県 の 機 関	気象庁横浜地方气象台	045-621-1999
消 防	北消防署	042-774-0119	神奈川県河川課	045-210-6491(直)	
	津久井消防署	042-685-0119	神奈川県厚木土木事務所	046-223-1711(代)	